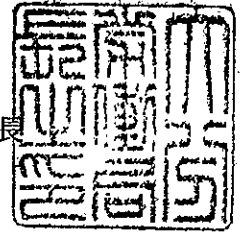


大分労発雇均 0527 第2号
大分労発基 0527 第8号
令和4年5月30日

各団体の長 殿

大分労働局長



最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等の周知について
(協力依頼)

平素より労働行政の円滑な推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金の引上げについては、賃上げを通じた経済の底上げ策として政府の重要な政策方針の一つに位置づけられ、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指すこととし、賃上げとともに生産性向上に取り組む中小企業に対しては、各種支援策を講じているところです。

これを踏まえ、厚生労働省は、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、昨年 8 月要件を一部改正し、業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対する対象人数の拡大や助成上限額の引き上げ等の緩和・拡充を行い、また、本年 1 月 13 日からは新たに特例コースを設け、賃上げに向けた環境整備を図っているところです。

つきましては、本年度もこれら支援策を積極的に活用いただくため、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体・企業等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配意をいただきたく、御多用のところ恐縮ではございますが、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、例年、地域別最低賃金改定前月の 9 月に申請が集中しておりますので、ご活用に当たっては余裕をもった申請にご配慮願いますよう重ねてお願い申し上げます。